

暫定議題
第5回戦略・漁業管理作業部会会合
2018年3月6-9日
オーストラリア、キャンベラ

1. 開会

- 1.1 歓迎の辞及び参加者の紹介
- 1.2 議題の採択
- 1.3 会議運営上の説明

2. 新たな管理方式の望ましい挙動及び仕様に関する検討

本会合における主要目的は本議題項目である。本件に関する検討に二日又はそれ以上を費やすことが想定される。メンバーは、検討の助けとなるようそれぞれの科学者を伴うことを希望する可能性がある。オーストラリア及びニュージーランドは、本会合のこの議題にCCSBT 科学諮問パネルメンバーのうち二名が参加できるよう資金を拠出することを検討している。SFMWG による検討に期待されている成果は、ESC に対して新たな管理方式の開発に関する方針を示すとともに、拡大委員会による検討に向けて、代替的な候補管理方式 (CMP) との比較のための性能統計の選択について重点的に取り組むことである。オーストラリアは、本件の検討を進める上での一助となるよう、他のメンバーとの協議の下に文書作成を主導する予定である。

2.1 管理目標に関する最初の議論

ESC は、今後二期のクォータブロック中、すなわち新たなMP 下での最初のクォータブロックとなるであろう期間において、拡大委員会の暫定再建目標 (SSB₀ の20%) が達成される可能性を示唆している。現行のMP の目標は2035 年までに70%の確率で暫定再建目標を達成することであるため、新たなMP にかかる新たな目標を検討する必要がある。今次会合においてあらゆる側面 (すなわち目標水準、スケジュール、目標達成確率及び望ましい再建軌道) を定義することができるとは考えにくく、必要な技術的仕様を最終化する前にESC とのさらなる対話が必要になるものと考えられる。しかしながら、SFMWG は、長期的な目標と望ましい挙動に関する全般的な側面について、ESC に対して強力な指針を示すことを目指すべきである。

2.2 新たなパラメータ、望ましい特性及びパフォーマンス評価に関する検討

メンバーは、MP の新たな要件の取扱い方についての提案を受ける可能性がある。そうしたオプションはすべて、この議題項目において議論されるべきである。本件には、試験が行われるMP に求める望ましいパフォーマンス (例えばTAC の変動の小ささ (安定性)、TAC 増加後にTAC が減少する可能性が低いことなど) の評価に関する検討が含まれ得る。

2.3 既存の仕様及び特性のレビュー

現行の管理方式 (MP) には、新たなMP の開発においても同様の設定を適用すべきかどうかを判断するためにレビューを行うべき様々な運用上の制約 (パラメータ及び制約) がある。すなわち、3 年間のクォータブロック、TAC の勧告と実施との間の1 年間のラグ、100 トン/3,000 トンというTAC の最小/最大変更幅、決議¹に基づくTAC 変更量の比例配分、現行のTAC の繰越ルールである。

¹ [全世界の総漁獲量の配分に関する決議](#)

2.4 考え得るリスクに関する検討

新たなMPの開発にはリスクが伴う。特に、遺伝子標識放流プロジェクトを通じて若齢魚加入量に関する適切な推定値を得られるかどうかに関する点である。同プロジェクトから推定値が得られるのは2018年前半が最初であり、依拠できる前例はない。また、新たなMPの開発の遅れもリスクとなり得る。SFMWGは、複数のリスクがあることについて検討し、またこうしたリスクが現実となった場合に備え、管理行動とMP開発の両方にかかる不測の事態への対応策を策定すべきである。現行MPにおけるメタルールは、これらを検討する上での枠組みを提示している。

2.5 CCSBT 漁業管理計画

2015年及び2017年の拡大委員会会合において検討されたとおり、CCSBTが漁業管理計画（FMP）を策定する必要性について検討する。

3. 将来的な漁獲枠配分モデル（特に新メンバーに関する配分方法）のレビュー

ニュージーランドは、CCSBT 24において、新メンバーの加入申請を検討する際の標準的なプロセスを定めた政策を策定することは有益と考えられると提案した。この議題項目では本件に関するさらなる検討の機会を提供する。検討課題としては、新メンバーに対する配分量を決定する際に用いられるクライテリア、並びにあるクォータブロックの期間中及びクォータブロック間の両方においてこうした配分量をどのように調達するのかという両方の点が含まれる。ニュージーランドは、この議題項目における検討を促進するための文書を作成する予定である。

4. 生態学的関連種に関する CCSBT のプロセス

CCSBTでは、生態学的関連種（ERS）に関する問題についての合意に達し難い場合が多い。これらの問題に関する共通のゴール及び理解を確認又は醸成するため、SFMWGは、CCSBTのERS関連作業について、以下の戦略上及び運用上の側面について検討することが提案されている。

4.1 ERSに関するCCSBTのビジョンに関する検討

CCSBT 24は、ERSに関する政策及び管理戦略の策定に関するCCSBT戦略計画について検討し、CCSBT 25に向けて、どのようにして拡大委員会がERSWGの作業における重点及び支持を与えるのかに関するオプションを含む形で、オーストラリアが文書を作成することが合意された。SFMWG会合においては、ERSに対するSBT漁業の影響に関するCCSBTのビジョンについて検討することが提案されている。この議論は、オーストラリアが要請されているCCSBT 25向けの文書を作成する際に同国がメンバーの見解を考慮するための一助とすることを意図したものである。この検討を促進するため、オーストラリアが文書を作成する。

4.2 生態学的関連種作業部会（ERSWG）の付託事項（役割及び権限の範囲）及び優先課題のレビュー

SFMWGは、ERSWGの付託事項（ToR）及び優先課題について検討し、ToR及び優先課題が生態学的関連種に関する拡大委員会のニーズを正しく反映することを確保するために必要な変更に関する勧告を行う。これには、ERSWGによって検討されるべき範囲及び種の優先度といった分野についての方針の追加が含まれ得る。

4.3 ERS勧告の実施状況のレビュー

CCSBT 24において、拡大委員会（EC）は、事務局がERS勧告の実施状況に関する机上レビューを実施すること、またこれにはメンバーが記入する質問書の送付を含むことができることに合意した。またCCSBT 24は、事務局に対し、CCを通じてECにこれを示すべく、質問書に対する回答結果をとりまとめるよう要請した。レビューの結果はSFMWGによる検討の時点では利用可能とはならないが、SFMWGは、質問書がメンバーに対して配布される前にこれへのコメントを行うことを希望する可能性がある。

5. 遵守委員会の形式及び機能に関するレビュー

ニュージーランドは、遵守委員会がその効率性を改善し、また将来における委員会のニーズに応えることができるよう確保するために遵守委員会の運営方法を変更し得ると提案している。またこの議論には、拡大科学委員会や生態学的関連種作業部会（必要に応じて）といった他の補助機関と遵守委員会との間の意思疎通や調整をどのように改善していくかについての検討を含み得る。また、遵守委員会と委員会会合の開催時期を分けることにより（特にWCPFCの技術・遵守委員会と日程が重複することを踏まえれば）、遵守の専門家がより会合に参加しやすくなると提案されている。本件についてはニュージーランドが主導する。

6. その他の事項

7. まとめ

7.1 報告書の採択

7.2 閉会